

日本大学の学生氏名等の取扱いについて

1. 日本大学の学生の氏名表記について必要事項を定める。
2. 学位記，学生証，各種証明書，学籍簿，その他本学で使用する文書等に記載する氏名は，次の各号のとおりとする。
 - ① 日本国籍を有する学生は，住民票に記載がある氏名を使用する。
 - ② 日本国籍を有さない学生は，原則として，在留カード又は特別永住者証明書に記載があるアルファベット氏名を使用する。ただし，在留カード又は特別永住者証明書に記載のある漢字氏名の使用を希望する者は，漢字氏名使用届を学部等窓口へ提出することにより，漢字氏名を使用することができる。
3. 2にかかわらず，JIS 第1水準漢字及び第2水準漢字による氏名表記を変更することがある。
4. 本学に在学する学生は，所定の手続により，戸籍等上とは異なる氏名（以下「通称名」という）を次の各号のいずれかに該当する場合に使用できる。
 - ① 婚姻等により戸籍上の姓名を変更した学生が通称名を使用する場合
 - ② 日本国籍を有さない学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合
 - ③ 性別違和のある学生が通称名を使用する場合
 - ④ 学生生活において安全面及び安心面の確保等を目的として通称名を使用する場合
5. 通称名を使用できない文書等は，次の各号のとおりとする。
 - ① 法令等の定めにより戸籍上の氏名を使用しなければならない文書等
 - ② その他通称名を使用することが困難であると学長又は部科校長が判断する文書等
6. 通称名の使用を希望する学生は，通称名使用願に申請事由を確認できる書類を添えて，学部等窓口へ願い出る。願い出は，原則として，在学中1回とする。
7. 通称名を使用している学生がその使用を中止する場合，通称名使用中止願を学部等窓口へ願い出る。
8. 通称名と戸籍等上の氏名との同一性の証明は，学生の責任において行うものとする。
9. 卒業，修了又は退学時に通称名を使用していた学生に係る文書等の申請及び交付については，学生が卒業，修了又は退学した後においても，通称名で行う。
10. この取扱いは，令和6年4月1日から適用する。

本件に関する問合せは，各学部教務課・教学サポート課へお願いいたします